

潮来市シンボルマーク

わいたこ

広報

ITAKO Public Information

2006年
(平成18年)
5月1日号

Vol.61

Contents

- ・一般会計予算と主な事業……………P2～4
- ・指定管理者制度について……………P5
- ・図書館の開館日が決まりました…P6～7
- ・水郷県民の森を一般開放します…P8～9
- ・ビジット・ジャパン・キャンペーン…P10
- ・シティーニュースフラッシュ……………P11
- ・市役所からのお知らせ……………P12～14
- ・介護保険について……………P15
- ・国民健康保険について……………P16～17
- ・児童生徒表彰……………P18
- ・シリーズ 市長室から……………P19
- ・シリーズ 男女共同参画社会……………P19
- ・5月のカレンダー……………P20

5

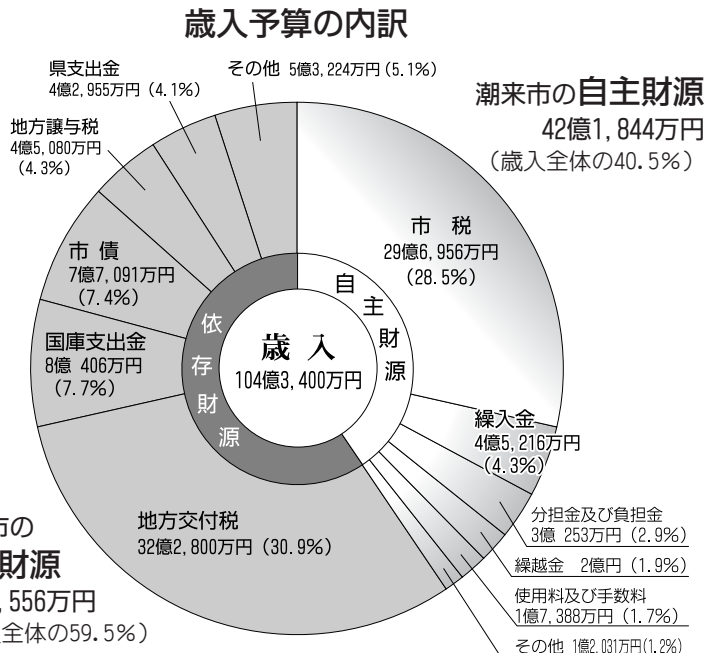
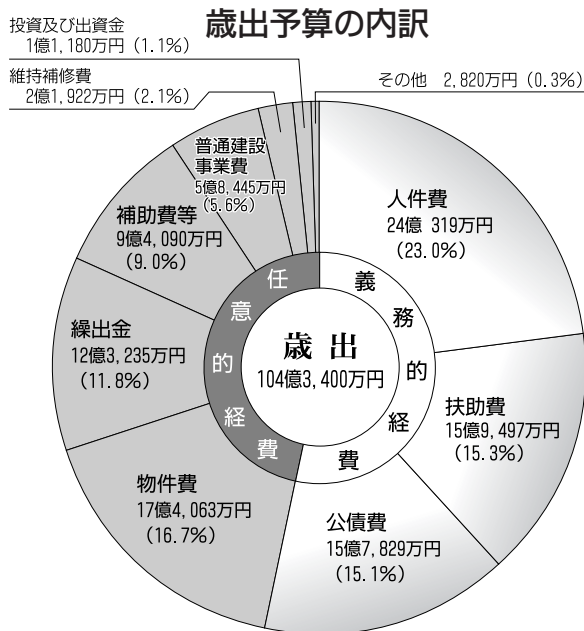
2006 May

前川あやめ園のさくら（3月31日撮影）

防犯パトロールで安心安全なまちづくり

一般会計予算と主な事業

社会経済情勢は、依然として厳しい状態が続いておりますが、第5次総合計画の基本理念を踏まえつつ、本市が目指すべき将来の都市像である「水辺などの自然を活かし、さまざまなふれあいのある、住民が豊かさを実感できるまち」の実現に向けて各種事業を計画的に進めて参ります。



三位一体改革の影響による国庫補助負担金や地方交付税(臨時財政対策債を含む)が減少する一方、行財政改革の推進による経常的な事務経費や人件費が抑制されたものの、生活保護費や子育て支援関連経費、そして新たな介護保険事業として制度化される地域包括支援センター

こうした中で、平成18年度予算編成は、ゼロベースの視点にたち、前年度におけるイベント事業や教育、生活環境関連事業の休・廃止に引き続き、全般的な見直しを方針として対応して参りましたが、慢性的な財源不足を多額の基金繰り入れ(4億5,216万円)で対処せざるを得ず、依然として危機的な状況が続いています。

これらの社会情勢の変化や「終わりのない」分権改革の中で、各自自治体は、改めて行財政基盤の強化と、より一層スリムで効率的な行財政運営が求められております。

本市を取り巻く社会経済環境は、日本経済が、雇用、設備、債務の3つの過剰が解消し、企業部門の好調さが家計部門へ波及、有効求人倍率も13年ぶりに1倍になるなど、景気は回復軌道にあるとの政府報告からは遠く、依然として活況感の薄いという状況です。

平成18年度 市政方針概要

の設置(介護保険事業繰出金などの扶助費の増加、さらには市立図書館新設に伴う維持管理費や塵芥処理施設の維持補修費の増加が顕著となり、これまで以上に厳しいものとなっております。

私は、このような大変革の時だからこそ、市民の皆様の先頭にたち、対話重視による市民参加を基本としながら、市民福祉の一層の向上とさらなる地域の振興を最優先に、直面する諸課題の解決に果敢に挑戦することが、私の使命であり、潮来市のさらなる飛躍、発展に繋がるものと確信し、市政運営に取り組んでいくところであります。

そして、次の世代に誇りと自信をもって引き継げるような、夢と希望に満ち溢れたふるさと潮来を創り上げたいと強く念じており、厳しい財政状況ではありますが、衆知を集めて、引き続き、勇気と英断を持って取り組んでまいります。

目的に応じた予算の使い道(前年度対比)

項目	平成18年度	平成17年度	増減
議会費	1億5,395万円	1億5,448万円	▲53万円
総務費	11億7,861万円	12億6,682万円	▲8,821万円
民生費	27億3,655万円	26億8,422万円	5,233万円
衛生費	11億5,399万円	11億3,077万円	2,322万円
農林水産業費	4億2,996万円	4億5,830万円	▲2,834万円
商工費	1億9,008万円	1億8,631万円	377万円
土木費	12億5,104万円	11億698万円	1億4,406万円
消防費	5億2,476万円	5億6,463万円	▲3,987万円
教育費	12億3,176万円	24億8,323万円	▲12億5,147万円
公債費	15億7,830万円	16億726万円	▲2,896万円
予備費	500万円	500万円	0円
計	104億3,400万円	116億4,800万円	▲12億1,400万円

主要事業

1. 教育・文化の振興

① 潮来第2中学校改築事業

【4,130万円】

屋内運動場整備事業のほか、一部外構工事を進めます。今後は、特別教室を含め、改築事業を平成19年度に完了すべく努力します。

② 中学生海外派遣事業

【500万円】

将来の郷土の発展に広い視野を持つて貢献できる人材を育成するために、市内の中学生をアメリカ・サンアントニオ市へ派遣します。



③ 各種学習指導関連事業

【3,327万円】

A L T (英語指導助手) 配置事業や社会人 T T 配置事業等の各種事業を実施するほか、新たに、いじめや不登校にきめ細かな対応ができるように相談体制などの充実や適応教室を、旧牛堀第二小学校へ設置します。

④ 潮来市立図書館運営事業

【6,979万円】

市民の生活や仕事に関するさまざまな資料や情報などを提供し、探求意欲や学習意欲を高める生涯学習活動をサポートするための場として、適切な管理運営を進めます。



⑤ 総合型地域スポーツクラブの設立促進

【40万円】

市民の多種多様なスポーツ振興を目指し、地域に根ざし、学校と地域、企業が一体となつて運営される、総合型のスポーツクラブの設立準備を進めます(平成19年3月設立予定)。

2. 保健・医療と福祉の充実

① 各種子育て支援事業

【1,949万円】

子育て広場の充実(市立図書館の利活用)や学童保育事業を引き続き実施するほか、各種相談窓口を開設し、子どもたちの健やかな成長を期して参ります。本年度からは、保育所保育料

の減免措置の拡大を図ります。(三子同時保育の場合に、一子のみ無料化)



② 医療福祉制度の充実

【2億869万円(市単独分568万円)】

平成17年11月から茨城県制度への移行が図られた未就学児の医療福祉制度の推進を図るとともに、市単独の事業として、引き続き未就学児の所得制限の撤廃と小学生への入院費用の無料化などを図ります。

③ (仮称)潮来市社会福祉センター整備事業(調査・設計)

【300万円】

地域福祉の一層の充実を図るため、活動拠点となる社会福祉センターの整備を、旧八代小学校校舎の跡地利用の中で進めます。本年度は、調査設計を実施します。

④ 潮来市障害者福祉計画策定事業

【486万円】

障害者自立支援法の制定に基づき、サービス等の必要料の見込みや必要なサービス基盤の整備、ケアマネージャー等の人材

育成などの数値目標を定め、一人ひとりの障害者にあわせたサービスの提供を図るための指針として、策定します。

⑤ 介護保険事業の推進

【13億5,837万円】

第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、引き続き介護保険サービスを中心とした高齢者施策の一層の充実、取り組みの強化を図ります。また制度改正を踏まえ、介護予防の拡充を図るべく、地域包括支援センター設置(地域支援事業)に取り組みます。

⑥ 特別養護老人ホーム等整備支援事業

【2,000万円】

本年中の開設を目指し、社会福祉法人光峰会が大生地区に建設を進める特別養護老人ホームのこの郷に對し、施設建設費の一部支援をします。

3. 都市基盤の整備

① 潮来駅・江寺線整備事業

【1億75万円】



総延長1,280mの整備を推進します。本年度は、引き続き市街化区域部分約450mの整備を進めつつ、上戸地区への接続部分約600m区間の測量・設計を実施します。

② 稲井川周辺整備事業

【1,017万円】

区画整理事業に先行して幹線道路整備を推進します。本年度は、買収済みの650m区間の整備を、引き続き実施します。

③ 前川運動公園整備事業(基本計画の策定)

【700万円】

総合的な整備(道路、排水、駐車場等)を進めるため、本年度は基本計画策定を進めます。

④ 主要幹線道路整備事業

【2億3,544万円】

市内の主要幹線道路の整備を引き続き推進します。日の中央幹線道路ほか。

⑤ 木造住宅耐震診断委託事業

【640万円】

昭和56年3月31日までの旧耐震基準により建築された民間木造住宅を対象に、申請に對し、耐震診断を実施します。

4. 生活環境の整備

① 公共下水道整備事業

【5億5,049万円】

(建設事業、流域負担、浄化槽等)生活環境の向上と水質浄化対策として、引き続き公共下水道の整備並びに高度処理型合併浄化槽の設置を進めるほか、公共下水道並びに農業集落排水事業の供用区域内の水洗化促進を進

めです。また、農業集落排水事業計画については、市町村型浄化槽を含め、より効率・効果的な事業手法も検討するなど、今後の整備計画について調査を進めます。本年度建設は、大洲地区及び新宮地区を予定。

5. 産業の振興

①水田農業構造改革推進事業 【8,157万円】

農家の経営確立と米価の安定化に向けて、農家の皆様の協力を得ながら割当て面積の達成に向けて努力します。なお、生産者及び農業者団体が主体となる需給システムの確立に向け、平成19年度から新たな制度への移行が予定されており、その準備を進めます。

②排水対策特別事業（土地改良事業）【1億2,436万円】

各土地改良事業の推進を図ります。北浦湖岸土地改良区、潮来市土地改良区、牛堀土地改良区、地域用水環境整備（水環境整備）

③フィルムコミッション事業 【24万円】

口ケの誘致や撮影を円滑にするための支援を、市民の協力を得ながら強化し、誘致活動を展開します。

④企業誘致等関連事業（潮来IC周辺等） 【856万円】

新たな雇用創出ならびに地域産業振興のために推進を図ります。また、潮来市企業誘致条例

を制定しており、産業の活性化、雇用機会の促進等を図ります。

なお、潮来インター周辺地区及び道の駅周辺地区は、企業誘致環境の向上を図るため、今後、進出希望等の動向を注視しながら、基盤整備等その条件整備に積極的に取り組みます。

6. その他の事業

①行財政改革の推進 【13万円】

第2次潮来市行財政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行財政運営を目指し、全力で行財政改革を進めます。

②男女共同参画推進事業 【180万円】

ドメスティック・バイオレンス（DV）等の相談事業の実施並びに男女共同参画社会の実現に向け「男女共同参画基本条例」に基づく事業の推進を図ります。

③指定管理者制度への移行

公共施設の管理・運営を民間やNPO法人等に門戸を開く、「指定管理者制度」に基づき、7施設を指定し、市民サービスの向上と効率・効果的な施設運営に努めます。

1. 道の駅いたこ
2. 水郷潮来バスターミナル
3. 心身障害者福祉センター
4. ヘルスランドさくら
5. 市民プール
6. 老人デイサービスセンター
7. 水郷潮来まちかどギャラリー

潮来市制施行5周年記念 協賛事業を募集致します

平成13年4月1日に市制を施行してから、今年で5周年を迎えます。この節目の年を、新しい出発点と位置づけ、当市がさらに大きく飛躍し、市民の皆様とともに誇りと愛着をもって進んでいくための指針として、市制5周年記念事業を実施します。

そこで、市内で実施するイベント等の中で、当該事業の趣旨に賛同する事業を「市制施行5周年記念協賛事業」とし、広くPRするとともに、市全体の機運を盛り上げるため実施します。

【対象とする事業】

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業・イベント等で潮来市内で開催するもの

【承認基準】

- (1) 市制施行5周年記念事業の趣旨に沿うもので、市民の参加が期待できる事業
- (2) 一般の市民に公開される事業
- (3) 政治的、宗教的目的を有しない事業
- (4) 営利を主たる目的としない事業
- (5) 公序良俗に反しないもの

【申請手続】

主催者は「市制施行5周年記念協賛事業申請書」に必要事項を記入のうえ、潮来市総務部秘書広聴課へ提出し、承認を得てください。

※申請書は市役所 秘書広聴課又は市ホームページよりダウンロード願います。

【承認】

協賛事業の承認については、市が承認基準に基づいて決定し、主催者に通知します。

【内容】

- (1) ポスター、パンフレット、チラシ等に「潮来市制施行5周年記念協賛事業」の名称を使用していただきます。
- (2) 市広報紙で事業のPRをいたします。
- (3) 市ホームページで事業のPRをいたします。

【申込及びお問合せ】

潮来市 秘書広聴課

（潮来市制施行5周年記念事業担当）

TEL. 63-1111 FAX. 80-1100

ホームページ <http://www.city.itako.ibaraki.jp/>

指定管理者制度 が導入されます

潮来市では、平成18年4月から、下記の7施設について指定管理者制度を導入することとなりました。この制度の導入により、民間の事業者、NPO法人などが施設の管理者となることができるようになり、より一層の市民サービスの向上と効率的な管理運営を図ることができます。

水郷潮来バスターミナル



- ①潮来市延方 3707-2
- ② ———
- ③株式会社 いたこ
- ④平成18年4月1日
～平成21年3月31日

道の駅いたこ



- ①潮来市前川 1326-1
- ②67-1161
- ③株式会社 いたこ
- ④平成18年4月1日
～平成23年3月31日

心身障害者福祉センター



- ①潮来市辻 689
- ②62-3518
- ③社会福祉法人
潮来市社会福祉協議会
- ④平成18年4月1日
～平成21年3月31日

老人デイサービスセンター



- ①潮来市水原 3474
- ②80-2222
- ③社会福祉法人
一一会
- ④平成18年4月1日
～平成21年3月31日

水郷まちかどギャラリー



- ①潮来市潮来 182-3
- ②63-3113
- ③特定非営利活動法人
水美研
- ④平成18年4月1日
～平成21年3月31日

市民プール / かすみ市民プール



- 市民プール**
- ①潮来市前川 1467
- ②66-7511
- ③株式会社サンアメニティ
- ④平成18年4月1日
～平成21年3月31日
- かすみ市民プール**
- ①潮来市堀之内 986
- ②64-2772
- ③株式会社サンアメニティ
- ④平成18年4月1日
～平成21年3月31日

ヘルスランドさくら



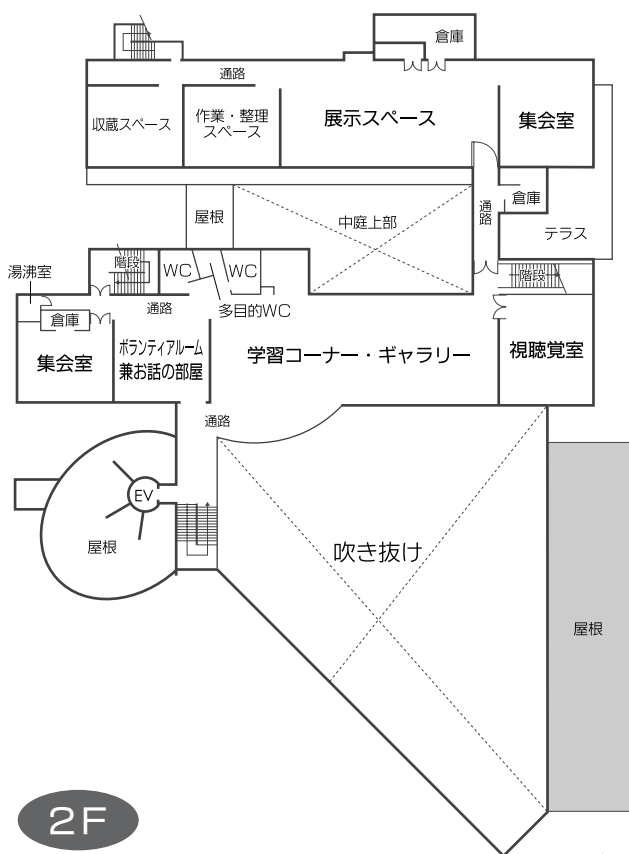
- ①潮来市島須 1258 ②64-5858
- ③株式会社 全日
- ④平成18年4月1日～平成21年3月31日
- 新規サービス等
- ※トレーニング指導は、日曜日(午後3時～8時まで)以外に
火・水・土曜日(午後6時～8時まで)も実施
- ※毎月26日(休館日の場合は翌日)は、「風呂の日」として無料で開放
- ※祝祭日の翌日も平常開館

- ①住 所
- ②電話番号
- ③指定管理者
- ④指定期間

潮来市では、本制度の方針に基づき、地域活動の活性化や地域振興の観点から、NPO法人等の育成について、各種団体へ情報提供などを行ってまいります。

市立図書館の開館日が

5月27日(土) に決まりました



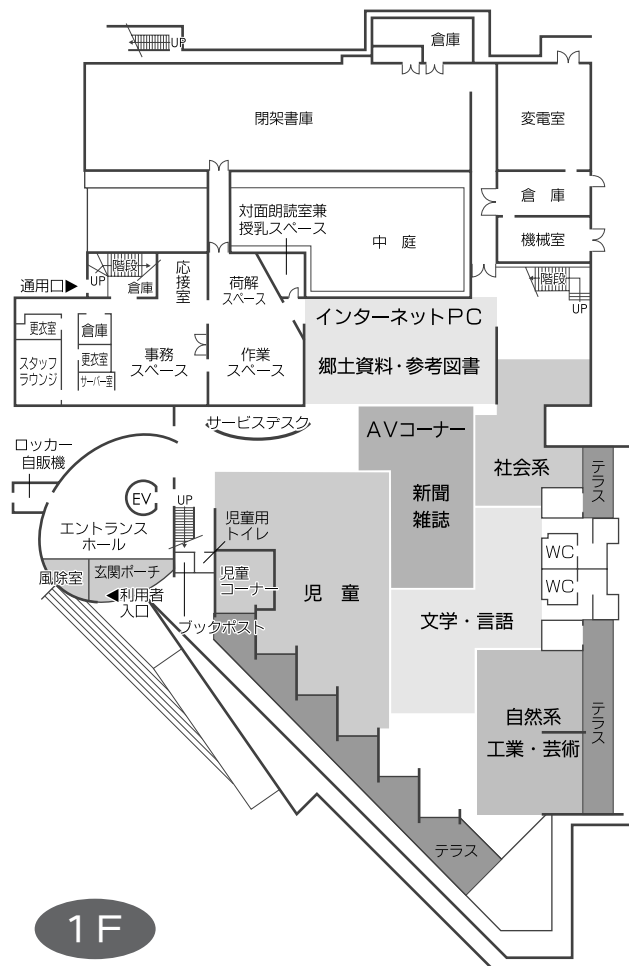
2F

- ・構造……RC 2階建て（一部鉄骨造）
- ・蔵書数……図書 約96,000冊
- ・視聴覚資料……約4,500点（CD、DVD、ビデオ）
- ・雑誌……約180冊
- ・新聞……約20紙
- ・インターネットPC……デスクトップ7台、館内貸出ノートPC5台
- ・駐車場……68台（うち障害者用3台）
- ・駐輪場……約30台

● 図書館概要 ●

合併5周年を迎え、旧牛堀第一小学校の校舎を活用し、合併記念事業として整備してきた「潮来市立図書館」の開館日が5月27日(土)に決まりました。

現在、開館準備も順調にすすんでおり、市民のみなさまのご来館を心からお待ちしております。



1F

●図書館利用について

- ・図書館にある資料の館内閲覧などについては、どなたでも利用できます。
- ・図書館の利用は無料です。(会議室などの利用は別途) ただし、図書館の資料を借りるときなどには、図書館利用者カードが必要となります。

〔1回に借りられる資料数と貸出期限〕

種 類	1回に借りられる資料数	貸出期限
図 書	8冊以内	15日以内
雑 誌	2冊以内	15日以内
DVD、ビデオ、CD	2点以内	8日以内

●図書館利用者カードについて

- ・図書館利用者カードは、市内にお住まいの方、通勤、通学している方ならどなたでも作れます。また、市外の方でも、行方市、鹿嶋市、神栖市、銚田市、稲敷市、香取市にお住まいの方であれば作ることができます。

●開館時間

- ・火・水・木・土・日曜日……午前10時～午後7時まで
- ・金曜日……午後1時～午後7時まで

●休 館 日

- ・毎週月曜日
- ・毎週金曜日午前中・毎月第3水曜日(館内整理日)
- ・年始年末
- ・特別整理期間(年1回10日以内)

●資料を借りるとき

- ・借りたい本、DVDなどを図書館利用者カードといっしょにカウンターにお出してください。

●その他の利用

- ・インターネットPC(5台)、新聞閲覧用PC(2台)、館内貸出用ノートPC(5台)など利用する場合、DVD・ビデオ・CDなどの館内視聴機を利用する場合も図書館利用者カードが必要となります。
- ・図書やDVD・ビデオ・CDなどを借りる場合、プライバシー保護などのため、館内に「自動貸出機」も設置してあります。

〔図書館利用者カードの事前登録及び配布について〕

潮来市立図書館では、スムーズな開館を行うため「事前登録」を行います。

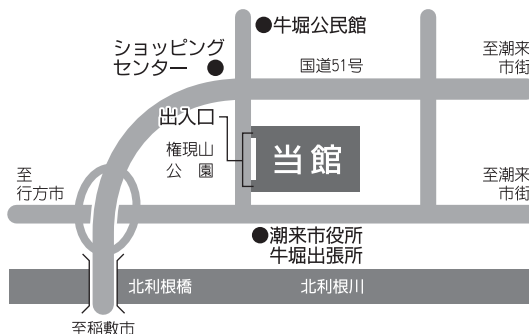
「事前登録」を希望の方は、下記のとおり行いますので、住所など確認できるもの(免許証や健康保険証、学生証など)を持参のうえ、ご来館ください。その場で図書館利用者カードを配布いたします。

- ◎場 所：潮来市立図書館
 ◎期 間：4月21日(金)～5月21日(日)
 ◎時 間：午前10時～午後4時まで
 ただし、月曜日は「お休み」、金曜日は午後からの受付となります。



●所在地及びお問合せ●

住 所：〒311-2436
 潮来市牛堀289番地
 TEL：80-3311
 FAX：64-5880
 Eメール：lib@itako.ed.jp



「茨城県水郷県民の森」が 一般開放されました

県が自然観察施設として整備した水郷県民の森が4月1日から一般開放されました。

当施設は、第56回全国植樹祭のメイン会場となったところですが、平地林の保全と活用のシンボルとして整備を進めていたものであり、大膳池をはじめコナラを中心に暖温帯の象徴であるシイやカシなどの照葉樹が生育する自然を活かし、気軽に自然観察や森林整備の体験活動ができる施設として整備されたものです。

友達や家族連れで、また、学校などの遠足で是非お出かけください。



活動体験施設

◇主な施設

- ・ビジターセンター
(森林・林業や大生古墳群等の展示等・
総合案内施設)
- ・野外活動広場
(約30,000㎡の芝生広場)
- ・観察園路
(延長約2.2kmの散策路)
- ・活動体験施設
(森林整備活動などの拠点)
- ・吊橋
(大膳池に架かる橋長85mの吊り橋)
- ・木製デッキ
(大膳池に浮かぶ39.5mのデッキ)

◇開園日・開園時間

- ・年間を通して毎日開園
- ・開園時間
◎4月1日から9月30日までの期間
午前8時30分から午後5時まで
◎10月1日から3月31日までの期間
午前9時から午後4時30分まで

◇入園料

無料

◇お問合せ

水郷県民の森管理事務所
(ビジターセンター内)
TEL 0299-64-6420



ビジター
センター



吊橋



- 凡例
- 駐車場
 - トイレ
 - 水飲場
 - 進入禁止



木製デッキ

水郷潮来の魅力を海外（台湾）へアピール！！

国の観光施策で外国人観光客誘致へむけた取り組みがなされているなか、潮来市・鹿嶋市・佐原市（現：香取市）でつくる「水郷三都観光推進協議会」が主催し、台湾の新聞・雑誌記者を招いたツアー（ビジット・ジャパン・キャンペーン：2月26日～27日）を実施しました。

潮来市では、酒蔵見学～遊覧船～あやめ園（藍染め体験、ろ舟・嫁入り舟説明、あやめ園説明）～道の駅いたこ～長勝寺等のコースで、市内の観光や特産物・日本文化を見学・体験していただきました。

懇談会（夕食）の会場では、ITAKOクオリティーウィメンズネット（女性団体）による潮来踊りが披露され、一緒に踊るなど交流の場面が見られました。

意見交換会では、『潮来は自然が残っており遊覧船をはじめ観光に対する意識と、日本文化を伺わせるところがあり良い場所ですね』などの意見・アドバイスがありました。潮来市では今後の外国人観光客誘致活動に、市内観光関係者と共に役立てていきたいと考えています。



酒蔵見学



藍染め体験（良庵）



ろ舟・嫁入り舟説明（商工会青年部）



長勝寺



道の駅いたこ



あやめ園説明（観光ボランティア）



長勝寺本堂内



懇談会（潮来踊り）

【お問合せ】 潮来市 観光商工課 TEL. 63-1111 内線241・243

運をためそう

宝くじ・ロト6・
ミニロト・ナンバーズ

イタコチャンスセンター

TEL.62-3000 URL:e92.net

生命保険の無料相談

損保ジャパン
ひまわり生命代理店

関口 明広（日本FP協会会員
No. 30299318）

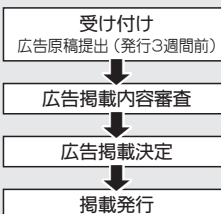
予約必要 TEL.63-2177

旬せきぐち総合サービス 潮来市潮来99-24

広告募集 「広報いたこ」へ 広告を掲載しませんか！

潮来市では、年12回発行の「広報いたこ」
に有料広告掲載される方を募集しています。
受付時間は、午前9時から午後4時30分
までです。（土・日・祝日は除く）

詳しくは、潮来市役所 秘書広聴課まで
〒311-2493 潮来市辻626
☎ 0299-63-1111 FAX 0299-80-1100



道の駅いたこ 春分の日まつり



3月21日(火・祝)、道の駅いたこにおいて、春分の日まつりが開催されました。この日は道の駅いたこの特設ステージにおいて、カラオケや社交ダンス、フラダンスなど、普段の練習の成果を存分に披露されました。また、歌手の花村菊江さんの歌謡ステージも開催されました。

ヘルスウォーキング大会

3月12日(日)、かんぼの宿潮来市北浦湖岸周辺において、「いばらきヘルスロード指定記念 第3回ヘルスウォーキング大会」が潮来市・潮来市ヘルスウォーキング連合会

の主催により開催されました。当日は、主催者の予想を大幅に上回る400名以上の方々が参加し、かんぼの宿潮来をスタート、ゴールとした「白鳥の里散策コース」を、参加者それぞれの体力にあわせて、3.5km又は5kmのウォーキングを楽しみました。



茨城県統計大会に おいて表彰されました

2月24日(金)、県民文化センターにおいて第47回茨城県統計大会が開催されました。長年の統計業務に対する貢献が認められ、次の方々が表彰を受けました。

表彰された方々



茨城県統計協会総裁表彰
花見 文乃さん



茨城県統計協会総裁表彰
大崎ひで子さん



茨城県知事表彰
今泉 敬さん

消防団長表彰



3月3日(金)、潮来市消防団長 泉孝友さんが30年を超える団員歴と消防団長として

の10年以上にわたる功績が認められ、消防庁長官表彰を受賞されました。

潮来市公文書開示審査会委員 潮来市公平委員会委員 潮来市監査委員

昨年12月の市定例会において、潮来市公文書開示審査会委員が、今年3月の市定例会において潮来市公平委員会委員・潮来市監査委員が決定されましたので、お知らせします。

(敬称略)

潮来市公文書開示審査会委員

石橋 仁一 後藤 博子

廣引 芳夫 萩原 正吉

植崎 明夫

潮来市公平委員会委員

吉田 豊一 萩原 正吉

石津 政枝

潮来市監査委員

中野 庄吾

善意銀行 (3月分・敬称略)

日の出中学校	10,000円
潮来カラオケ道場	18,962円
キルトサークル糸	
チャリティパッチワーク展	5,000円
潮来市区長会	4,657円
潮来市文化協会	57,640円
匿名希望	2,000円
匿名希望	6,070円

地域発展に貢献する

潮来市建設業組合

茨城県潮来市 583-2
TEL 0299-63-1358

遺産相続 贈与 不動産登記 成年後見

会社設立 債務整理 破産 個人再生

毎月第2水曜日、当事務所において無料相談を行っております。(予約必要 TEL 66-3511)

司法書士 篠塚健司事務所

〒311-2423 潮来市日の出8丁目12番地6

「潮来おどり」を踊ってみよう！

第13回潮来節おどりの響演「おどり連」を募集します

サークルや会社関係、踊りの好きな方はどなたでも応募できます。

人数制限はありませんが、一連あたり10～30名が理想です。

◆日 時：6月17日（土曜日） 午後5時～9時

◆場 所：潮来駅前特設会場（潮来市あやめ一丁目地内）

◆申込方法：おどり参加申込用紙に必要事項をご記入のうえ、大会事務局にお申し込みください。

※申込用紙は、公民館、商工会、観光協会窓口にも設置してあります。

※潮来市ホームページからもダウンロードできます。（PDF）

◆申込締切：5月18日（木曜日）必着

◇詳細はお手数でも、下記までお問い合わせください。

【お問合せ】潮来市 観光商工課 商工グループ
TEL. 63-1111内線242・244／FAX. 63-3591



対象作物以外への農薬の飛散に注意しましょう

食品衛生法の改正に伴い本年5月29日以降、すべての作物と農薬の組合せに残留基準が設定され、一律基準等の厳しい基準値が設定されます。基準値を超えた場合は食品（農産物）としての流通が原則禁止されることになりますので、農薬の使用基準を遵守することはもちろんですが、対象作物以外に農薬が飛散しないよう十分な注意が必要です。

◎ 注 意 点

- ①農薬散布は風のない時に行う
- ②散布器具のノズルの向き、圧力に注意する
- ③周辺作物との間に緩衝地帯を設ける
- ④周辺作物との間に目の細かいネットなどの遮蔽物を設ける
- ⑤なるべく粒剤など飛散しにくいタイプの農薬を利用したり、周辺作物にも登録がある農薬を使用する

もし、他の作物に農薬が飛散してしまった場合は耕作者に必ず連絡しましょう。農薬を散布する際には周辺の作物に注意するとともに、農薬散布の計画等について周辺の栽培者と農薬散布についてお互いに連絡を密にしておくことも重要です。

【お問合せ】 鹿行地方総合事務所 農林課 TEL. 0291-33-4111

“子育て広場”へいらっしやいませんか！

子育て広場は、子育て中の保護者の育児不安や負担感の軽減と参加者同士が交流し、子どもたちの健やかな成長を図ることを目的としています。

乳幼児と親が自由に参加できる安心・安全な「ふれあいの場」です。

子育てで悩みを持つお母さんやお父さん、同年齢のお子さんをもつ仲間同士でお話をしたり、楽しい遊びや出会いの場、ご相談の場としてお気軽にご利用ください。

子育て広場 実施予定表（4月～6月分）

	中央公民館（火） AM9:00～PM2:00	中央公民館（水） AM9:00～PM2:00	潮来市立図書館（木） AM10:00～PM1:00	中央公民館（金） AM9:00～PM2:00
4月	4日・11日 18日・25日	5日・12日 19日・26日		7日・14日 21日・28日
5月	2日・9日・16日 23日・30日	10日・17日 24日・31日		12日・19日 26日
6月	6日・13日 20日・27日	7日・14日 21日・28日	1日・8日・15日 22日・29日	2日・9日・16日 23日・30日

（＊日程は、潮来市「広報いたこ」のカレンダーでもお知らせしています。）

印の日は、保健師による何でも育児相談（10時～12時）をおこなっておりますのでぜひご利用ください。

【お問合せ】潮来市 社会福祉課 子育て支援室 子育て広場担当 TEL. 63-1111 内線386

保護者の
皆さんへ

麻しん・風しんの予防接種制度が変わります

変更1【MR混合ワクチンの2回接種】

4月1日から、これまでの麻しん・風しん1回ずつの接種から、MR混合ワクチン（麻しん風しん混合ワクチン）の2回接種（1期・2期）となりました。また、2回接種に伴い接種対象年齢も変更になりました。

（1期と2期）

☆第1期は、1歳から2歳未満

満1歳になったら出来るだけ早めに接種してください。

☆第2期は、5歳以上7才未満で就学前の1年間

就学前の1年間の期間は、4月1日から3月31日までとなります。

変更2【個別接種へ移行】

4月1日から、MR混合ワクチン（麻しん風しん混合ワクチン）の接種は、医療機関で行う個別接種に切り替わります。

受け方は次のようになります。

①医療機関に電話予約をしてください。

予約した日時は、予防カレンダー等に記録をして

忘れないようにしてください。

②母子手帳、予診票、健康保険証を持参して、予約した日時に接種してください。

また、やむを得ない理由により接種を延期する場合は、早めに予約した医療機関へ連絡をしてください。

予診票は、医療機関、かすみ保健福祉センターに置いてあります。

③接種は無料です。

予防接種法に基づく定期予防接種は、市が全額負担します。

④個別接種協力医療機関

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
仲 沢 医 院	63—2003	船 坂 医 院	66—1285
延方クリニック	66—1873	潮来第一整形外科医院	66—0051
朝 井 医 院	66—7677	大久保診療所	62—2506
方波見医院	64—2714	飯 島 内 科	66—0280

【予防接種に関するお問合せ】

潮来市 健康増進課（かすみ保健福祉センター）

TEL. 64-5240 FAX. 80-3077

4月から年金制度が変わります

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることとなっています。平成18年4月からの主な変更点は次のとおりです。

国民年金

○保険料が改正されます

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月額280円引き上げられ、月額13,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年度月額280円引き上げられ、最終的に月額16,900円となる予定です。これは、年金を支える力と給付のバランスを取るためのものです。

【参考】年金は、納付した額の1.7倍以上となります。

基礎年金額の3分の1(将来は2分の1)は国庫負担金です。今後も保険料の改定が予定されていますが、国庫負担金があることで、若者であっても平均では納付した額の1.7倍以上の年金が受け取れる計算となります。

年金給付関係

○平成18年度の年金額は0.3%引き下げとなります。

平成17年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。満額の老齢基礎年金の場合は、月額200円ほど引き下げとなります。

平成18年4月分から新しい年金額となりますので、6月の定期支払(4月及び5月分)から年金額が変更となります。

○障害基礎年金と老齢厚生年金等を併せて受給できるようになります。障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成18年度から、65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給(併給)することができるようになります。

なお、併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。

ご存じですか？ 学生納付特例制度・若年者納付猶予制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を申請すると保険料の納付が猶予されます。また、30歳未満の方であって、本人と配偶者の収入が一定以下の場合に、申請により、国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなります。

手続きは簡単です。学生納付特例・若年者納付猶予制度は潮来市市民課国保年金グループへ申請してください。

【お問合せ】

◎ねんきんダイヤル

年金被保険者 TEL. 0570-05-1165

年金を受給している方 TEL. 0570-07-1165

◎水戸南社会保険事務所 TEL. 029-227-3251

◎潮来市 市民課 国保年金グループ TEL. 63-1111内線133

軽自動車等の登録手続きは忘れずに!!

毎年4月1日現在、市内にバイクやトラクター、軽四輪自動車などを所有する方、または使用する方に課税されます。

◆税 額

排気量などによって分類されています。

車の種類	税額	車の種類	税額
原付(50cc以下)	1,000円	四輪貨物(営業用)	3,000円
原付(50cc超90cc以下)	1,200円	二輪の小型自動車	4,000円
原付(90cc超125cc以下)	1,600円	小型特殊・農耕二輪	1,600円
二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	小型特殊・四輪(1,000cc以下)	2,400円
三輪	3,100円	小型特殊・四輪(1,000cc超)	3,100円
四輪乗用(自家用)	7,200円	小型特殊・作業用	4,700円
四輪貨物(自家用)	4,000円	ミニカー	2,500円
四輪乗用(営業用)	5,500円		

◆手続き方法

バイクや軽自動車などの廃車や名義変更の手続きは下記のとおりとなります。

種 類	手続き場所
潮来市(潮来町・牛堀町)ナンバー ・原動機付自転車(125cc以下のバイク) ・ミニカー ・小型特殊自動車(農耕用トラクターなど)	潮来市役所 税務課 TEL. 63-1111 内線125・126
水戸ナンバー ・二輪の小型自動車(250ccを超えるもの) ・軽自動車(二輪)(125cc超250cc以下) ・三輪車	(財)関東陸運振興財団 茨城支部軽自動車出張所 TEL. 029-247-5854
水戸ナンバー ・軽自動車(四輪)	軽自動車検査協会 茨城事務所 TEL. 029-293-9989

◆注 意

- ・軽自動車税は、4月1日現在に軽自動車等を所有している方に1年分課税されます。自動車税と違い、月割り課税は行っていないので、年の途中で廃車・売却されても税金は戻りません。
- ・潮来市へ手続きをする車種(潮来市ナンバー)を購入した場合、登録申請するときには購入(売買)証明書等が、譲受の場合には譲渡証明の提出が必要になります。
- ・潮来市から市外へ転出する場合、潮来市(潮来町・牛堀町)ナンバーの軽自動車をお持ちの方は廃車手続きをし、市へナンバープレート返却してください。転出先の市町村で再度登録手続きをし、新しいナンバープレートの交付を受けてください。
- ・廃車や譲渡をした場合、手続きをしないといつまでも課税されることになりますので注意してください。

【お問合せ】潮来市 税務課 資産税グループ TEL. 63-1111 内線125・126

潮来市地域包括支援センター

が創設されました

地域包括支援センターはなぜ創られたの？

地域包括支援センターは、高齢者が「住み慣れた地域」で「自分らしい生活」が送れるように、保健・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支えるための拠点として、介護保険制度の改正に伴い創設されました。潮来市では市直営（介護福祉課内）で運営していきます。

地域包括支援センターでは何をするの？

地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われます。

介護予防のマネジメント

要介護状態が悪化しないよう、または状態が改善するように介護予防の支援を行い、介護予防サービス（介護予防事業・新予防給付）が適切に提供されるように調整します。

総合相談支援

高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する総合的な相談への対応、支援を行います。相談の内容によってサービス、制度に関する情報提供や、関係機関への紹介をします。

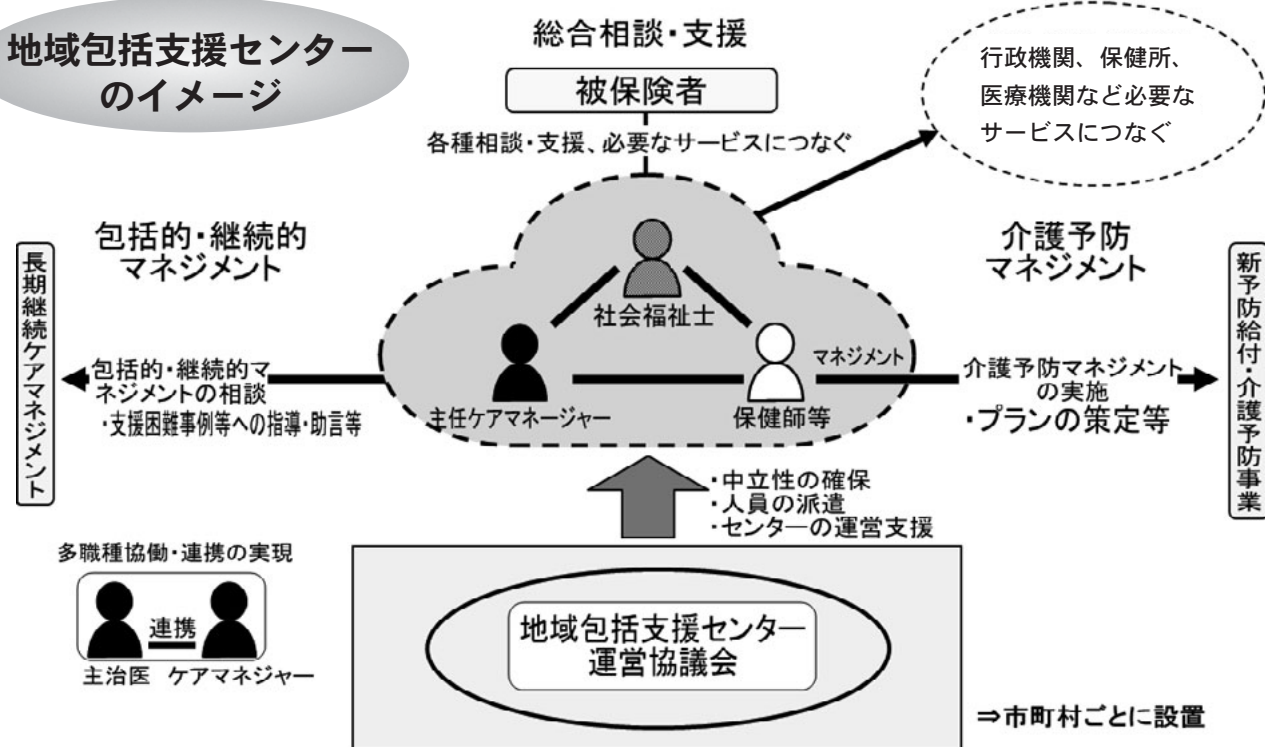
権利擁護、虐待防止・早期発見

高齢者が「自分らしく尊厳ある生活」を送れるように、高齢者の権利を守るため、成年後見制度の紹介や虐待の防止・早期発見のための事業を行います。

包括的・継続的マネジメント支援

地域のケアマネージャーへの支援やさまざまな関係機関とのネットワークづくりを行います。

地域包括支援センターのイメージ



【お問合せ】 潮来市 介護福祉課 地域包括支援センター TEL. 63-1111 内線397

国保の届け出はお済みですか？

国保（国民健康保険）は、いざというときの病気やケガに備えて加入者が保険税を出し合い医療費の負担を軽くし助け合うという制度です。

◎国保に加入するとき、やめるとき、または家族に異動があったときなどは必ず届け出を出して下さい。

①国保に加入するとき

	手続きに必要なもの
他市町村から転入してきたとき	転出先市町村発行の転出証明書、印かん
職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書、または離職証明書などの退職が確認できるもの、印かん
家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき	資格喪失証明書、または被扶養者からはずれたことが確認できる証明書、印かん
お子さんが生まれたとき	保険証、母子手帳、印かん
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
外国人の方が入るとき	外国人登録証

②国保を脱退するとき

	手続きに必要なもの
他市町村へ転出するとき	保険証、印かん
職場の健康保険に入ったとき	国保と加入した健康保険の両方の保険証、印かん
家族の健康保険の被扶養者になったとき	（健康保険証が未交付の時は加入したことを証明するもの）
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
生活保護を受けることになったとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
外国人の方がやめるとき	保険証、外国人登録証

③こんなときも届け出が必要です

	手続きに必要なもの
市内で住所が変わったとき	保険証、印かん
世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印かん
修学や施設入所で他市町村へ住所を移したとき	保険証、印かん、在学・在所（入所）証明書
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印かん、本人であることを証明するもの（例：運転免許証）
退職者医療制度の該当になったとき	保険証、印鑑、年金証書
退職者医療制度の該当ではなくなったとき	保険証、印鑑

届け出が遅れると……こうなります

◇加入の届け出が遅れると……

- ・加入資格が発生した時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。またその間の医療費は全額自己負担となります。

●1月に資格が発生して、7月に届出した場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
資格発生						届け出
← 1月までさかのぼって保険税を納めることになります。						

◆脱退の届け出が遅れると……

- ・保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまった場合、国保が負担した分の医療費をあとで返していただくことになります。
- ・新たに加入した職場の健康保険などと国保の両方に保険料（税）を二重に納めてしまうことになります。

【お問合せ】 潮来市 市民課 国保年金グループ TEL. 63-1111 内線134

平成18年4月1日から

入院時の食事代（標準負担額）が変更になります

◆改正の内容は？

現行の入院時の食事代（標準負担額）は、1日単位で定められていますが、4月1日から「1食単位」ごとの食事代（標準負担額）として見直されることになりました。

◆改正後の負担額は？

		改正前 1日当たり	改正後	
			1食あたり	1日当たり限度額
一 般		780円	260円	780円
※1 低所得Ⅱ	90日までの入院	650円	210円	630円
	過去12ヶ月以内に 90日を超える入院	500円	160円	480円
※2 低所得Ⅰ		300円	100円	300円

【国民健康保険の場合】

※1「低所得Ⅱ」⇒ 同一世帯の世帯主及び国保の被保険者が住民税非課税（低所得Ⅰ以外）の方

※2「低所得Ⅰ」⇒ 同一世帯の世帯主及び国保の被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を65万円とする）を差し引いて0となる方

【老人保健の場合】

※1「低所得Ⅱ」⇒ 世帯全員が住民税非課税の方（低所得Ⅰ以外の方です）

※2「低所得Ⅰ」⇒ 世帯全員が住民税非課税で世帯全員の所得が0の方

○世帯内の異動（転入や転出）があった場合、低所得Ⅰ・Ⅱに該当しなくなったり、新たに該当する場合があります。

○部屋代等の自費分の支払いについては、上記金額には含まれません。

◆該当される方は入院前の申請をお願いします

国民健康保険被保険者または老人保健受給者で、該当される方は、入院時に病院等の窓口で支払う一部負担金と食事代が減額されます。該当される方は、必ず入院前に申請してください。

申請後、認定を受けると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は申請した月の初日から適用になります。

◆入院の際には提示をお願いします

入院するときは、「健康保険証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示してください。老人保健受給者の方は「老人保健医療受給者証」も合わせて提示してください。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は有効期限がありますので、期限がきれた場合には、あらためて申請が必要です。

◆申請方法

次の必要書類を持参して、市民課国保年金グループ（3番窓口）にて手続きをお願いします。

◇必要書類 ①健康保険証 ②印鑑 ③老人保健医療受給者証（老人保健のみ）

【お問合せ】 潮来市 市民課 国保年金グループ TEL. 63-1111 内線134

活躍した小学生・中学生を市長表彰

市内の小学生と中学生を対象にスポーツや文化、ボランティアなどで活躍した団体や個人へ3月3日、市長より表彰状が贈られました。



平成17年度 児童生徒表彰受賞者一覧

学 校 名	学年	児童生徒氏名	表 彰 理 由
大 生 原 小 学 校	5 年	平塚 春佳	茨城県交通対策協議会主催の茨城県交通安全統一スローガンにおいて佳作を受賞。
	6 年	岸根 美久	茨城県選挙管理委員会主催の明るい選挙啓発ポスターコンクールにおいて銀賞を受賞。
日 の 出 小 学 校	吹奏楽部		第11回東関東吹奏楽コンクールにおいて、小学生の部 銀賞を受賞。
潮来第一中学校	3 年	浅野 竜也	県民総合体育大会男子走り幅跳びの部第二位。関東大会出場。
	男子剣道部		県民総合体育大会男子剣道団体の部第三位。関東大会出場。
	女子ソフトテニス部		カワサキ杯東日本ジュニアソフトテニス大会第三位。全国大会出場。
	3 年	保坂 信幸	全国中学校選手権競漕大会男子ダブルスカルの部第二位。
	3 年 3 年 2 年	羽生 愛里 高木 華奈 大川 愛加	全国中学校選手権競漕大会女子舵付クオドルプル第三位。
	3 年	石崎 大祐	水戸地方法務局主催の全国中学生人権作文コンテスト茨城県大会で優秀賞を受賞。
潮来第二中学校	3 年	津賀 紀良	社会を明るく運動茨城県実施委員会主催の作文コンクールにおいて優秀賞（茨城県更生保護女性連盟会長賞）を受賞。
	女子バスケットボール部		県民総合体育大会女子バスケットボールの部第三位。関東大会出場。
日 の 出 中 学 校	3 年	高屋敷知永	茨城県知事より善行賞を受賞。 全国中学校選手権競漕大会女子シングルスカルの部優勝。
	3 年	鬼澤 克己	全国中学校選手権競漕大会男子ダブルスカルの部第二位。
	3 年	高須加奈子	英語インタラクティブフォーラム茨城県大会で知事賞を受賞。
	2 年	石神 菜摘	全国中学校新人競漕大会女子シングルスカルの部優勝。 全国中学校選手権競漕大会女子クオドルプル第三位。
	2 年	柴 さゆり	全国中学校選手権競漕大会女子クオドルプル第三位。
	2 年	富田 晃司	全国中学校新人競漕大会男子ダブルスカルの部第二位。
	2 年	今泉 満明	全日本中学校通信陸上競技大会茨城大会走り幅跳びの部第二位。 茨城県中学校新人陸上競技大会走り幅跳びの部第三位。

中学生海外派遣

3月の市議会定例会も無事終わり、執行部からの議案も原案通り承認され、4月からは新年度のまちづくりが始まります。

その中のひとつ、中学生海外派遣事業は、教育・文化の振興として今年度も実施されますが、この事業についての私の考えを示したいと思います。

合併前の旧潮来町の時には、高校生の海外研修事業を行っており当時はカナダのアルバータ州デボン町に派遣をし、一定の成果を上げていましたが、当時の行財政改革の中で中止となりました。

しかしながら、私は将来の潮来市や日本を担う若い人たちは色々なことにチャレンジをし、経験することが大事であり、機会があれば海外に行き見聞を広めることがその後の人生に大きく役立つとの考えがありました。そこで、海外研修事業を復活し、アメリカの同時テロが発生した13年度を除き、今年で第5回目をむかえます。

昨年参加した中学生の報告を見ると「許可してくれた親に感謝したい」、「もう一度サンアントニオ市に行きたい」、「感動をありがとうアメリカ」と感謝の気持ちが満ち溢れていて、事業の成果はあがっていると確信しております。

そもそもアメリカ テキサス州 サンアントニオ市に派遣先を決めたのは、市民の大きな力によりサンアントニオ川の埋立て計画を中止させ、現在は約500万人の観光客が訪れる「アメリカのベネチア」とい

われる環境を、次の時代を担う若い方々が実際に訪れ、市民と接し、いろいろな経験をしてほしいとの思いからです。そして、将来潮来市のまちづくりに携わる機会があれば、その経験をいかし、託したいと思っています。

ここで昨年派遣された訪問団長、篠塚前教育委員長の報告書の一部を紹介します。「水郷潮来と、人口123万人のサンアントニオ市では大きな違いがありますが、若い商工観光の現役の皆さんにも見てもらいたいと思います。昔は水路で栄えた潮来の街、今では陸上交通が主ですが、今だからこそ逆に古くて良いものもあります。サンアントニオの水路は流れがありませんが、潮来の川は生きています。

『川は生きています、生きものです。その川を活かすも殺すも地域住民の力にかかっています。』

私が小さい時、舟に乗り川と親しんでいた、そんな記憶がサンアントニオの木陰で一層思い出されました。

感受性強い、多感な中学生がこの経験を生かし10年後、20年後に潮来市のまちづくりに汗を流してくれることを夢みながら、水清く、舟遊びの人と遊歩道を歩く市民が声をかけあう、そんな「潮来」の土台づくりを行うことが、行政と私に課せられた使命であると思っております。

平成18年4月

潮来市長 今泉 和

内閣府
主催

「男女共同参画研修会」が 開催されました



～ 男女共同参画社会 ～

VOL.43

～ 「社会的性別（ジェンダー）」の正確な理解と男女共同参画社会の形成に向けて ～

2月19日（日）、茨城県庁において、内閣府主催北関東ブロック研修会が開催され猪口邦子少子化・男女共同参画担当大臣による講演等が行われました。

男女共同参画基本計画（第二次）が昨年末に閣議決定されましたが、担当大臣としてこの計画作りが重要な任務であったことや、今後この計画を着実に実施していくために、各自自治体との強いパートナーシップのもと、各現場において男女平等・男女共同参画が一層進められる必要があり、そのために、自ら全国各地（10地域）を巡り、「社会的性別（ジェンダー）」の正しい理解を徹底することにより、現場での指導に役立てていただくよう、地方公共団体の職員や関係機関等を対象に研修会を開催しているとのことでした。

また、この計画では、実現のために、より具体的な施策になっていることと、男女共同参画の理念や「社会的性別（ジェンダー）」の視点の定義に関する正確な理解を深め、男女がお互いの能力や個性を十分発揮し、将来の夢と希望に満ちた活力ある男女共同参画社会の形成の促進に一層の力を注いでいきますと熱く語られておりました。

潮来市からは、担当職員のほか、市の男女共同参画事業に関わっていただいている、潮来市男女共同参画審議会会長 根本芙美氏、潮来市男女共同参画基本計画策定委員会委員長 松原克志氏（常磐大学助教授）が出席いたしました。

なお、男女共同参画基本計画（第二次）の詳しい内容については、内閣府男女共同参画局ホームページ（<http://www.gender.go.jp/>）に掲載されておりますのでご覧ください。

猪口少子化・男女共同参画担当大臣



5 May 月のカレンダー

● 実施場所 ●
 (い) … 潮来保健センター
 (か) … かすみ保健福祉センター
 (中) … 中央公民館
 (図) … 市立図書館
 (高) … 高齢者センター

人口のぐいせ

総数	31,368人	(-110)
男	15,491人	(-75)
女	15,877人	(-35)
世帯数	10,436世帯	(-10)

4月1日現在・（ ）内は前月比

日 Sunday	月 Monday	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
1	2 子育て広場(中) 何でも育児相談	3 憲法記念日 +当番医 朝井医院 ☎66-7677	4 国民の休日 +当番医 石毛医院 ☎62-2523	5 こどもの日 +当番医 久保病院 ☎64-6116	6	
7 +当番医 船坂医院 ☎66-1285	8 1歳6ヶ月児健診 (H16.10月生)	9 子育て広場(中) 3歳児健診 (H15.2月生)	10 子育て広場(中) マタニティ・セミナー(か) ポリオ (H18.1月31日以前生) (津知・延方・大生原地区)	11 4ヶ月児育児相談(か) (H17.12月生) ポリオ (H18.1月31日以前生) (牛堀地区)	12 子育て広場(中) 4ヶ月児育児相談(か) (H17.12月生) ポリオ (H18.1月31日以前生) (潮来地区)	13
14 +当番医 常南病院 ☎63-1101	15 婦人科検診(か)	16 子育て広場(中)	17 子育て広場(中) 法律相談(高) 何でも育児相談	18	19 子育て広場(中)	20
21 +当番医 延方クリニック ☎66-1873	22 婦人科検診(か)	23 子育て広場(中) マタニティ・セミナー(か)	24 子育て広場(中) 7ヶ月児育児相談(か) (H17.9月生)	25 7ヶ月児育児相談(か) (H17.9月生)	26 子育て広場(中)	27 市立図書館オープン
28 水郷潮来あやめまつり 大会開会式 潮来トリアスロン 全国大会 +当番医 仲沢病院 ☎63-2003	29 婦人科検診(か)	30 子育て広場(中) 1歳児育児相談(か) (H17.5月生)	31 子育て広場(中) 1歳児育児相談(か) (H17.5月生)	広告募集 潮来市では、広報いたこ及びホームページに掲載いただける広告を募集しています。料金や大きさなど詳しくは、潮来市秘書広聴課 ☎63-1111 内線206まで。		

◎ 今月の納税は、固定資産税の第一期分・軽自動車税の全期分・下水道受益者負担金の第一期分です。

広報 いたこ Vol.61

平成18年
5月1日号

※広報に関するご意見、ご要望は、
潮来市総務部 秘書広聴課まで

発行者 潮来市長 今泉 和

潮来市役所

本 庁：茨城県潮来市辻626
〒311-2493 TEL 0299-63-1111

出張所：茨城県潮来市牛堀17
〒311-2495 TEL 0299-64-2611

市長へのたより

FAX 0120-874-880

E-mail mayor@city.itako.ibaraki.jp

潮来市のホームページ

http://www.city.itako.ibaraki.jp/

メールアドレス

info@city.itako.ibaraki.jp

潮来市民憲章

水郷潮来に住む私達は 豊かな水と緑とともに生きた歴史と文化を輝かしい未来へ継承し 健康で希望にあふれ 世代をこえ夢を育むあたたかいまちを 創りあげるため ここに市民憲章を定めます。

1. 自然を愛し、あらゆる生命(いのち)を感しみ明るく美しいまちをつくります。
1. 健康で明るく、思いやりと感謝の心で豊かなまちをつくります。
1. 郷土の歴史と伝統に誇りをもち、文化のまちをつくります。
1. きまりを守り力を合わせ、住みよいまちをつくります。
1. 地域活動に進んで参加し、心のふれあいを大切に楽しいまちをつくります。

市の花・木・鳥

潮来市シンボルマーク



あやめ



ボブラ



よしきり

